明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○財務省組織規則の一部を改正する省令（**財務**三九）　一

〔告　示〕

○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十三条第一項の規定による変更の届出があった件（**法務**三〇九）　一

○日本国に帰化を許可する件（**同**三一〇）　二

○南極条約へのポルトガル共和国の加入に関する件（**外務**二八二）　二

○人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とスリランカ民主社会主義共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**二八三）　三

○関税表刊行のための国際連合の設立に関する条約等のチリ共和国及びセネガル共和国による廃棄に関する件（**同**二八四）　三

○ワーキング・ホリデー制度に関する日本国政府とドイツ連邦共和国政府との間の口上書の交換に関する件（**同**二八五）　三

○肥料を登録した件（**農林水産**八八一）　四

○肥料の登録の有効期間を更新した件（**同**八八二）　四

○肥料の名称又は生産業者若しくは輸入業者の名称若しくは住所の変更に係る届出があった件（**同**八八三）　八

○肥料の登録を失効した件（**同**八八四）　九

○高速自動車国道に関する件（**国土交通**六三八～六四〇）　九

〔国会事項〕

裁判所
相続、公示催告、破産、免責、特別清算、再生関係　一〇

〔皇室事項〕

特殊法人等
厚生年金基金変更関係　一〇

〔官庁報告〕

会社その他
官庁事項　一〇

海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画の変更の公表について（農林水産省）　一〇

国土調査の成果の認証の公告（国土交通省）　一二

〔資　料〕

閣議決定等事項　一三

〔公　告〕

諸事項　一三

官庁
登録割賦購入あつせん業者の営業の廃止関係　一三

省　令

○財務省令第三十九号

財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）第十四条第四項及び財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）第八十一条第三項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、財務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年六月八日

財務大臣　菅　**直**人

財務省組織規則の一部を改正する省令

財務省組織規則（平成十三年財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

第百九十条第二項第一号中「検査」の下に「並びに調査」を加え、「第百九十四条の七第二項及び第三項」を「第百九十四条の七第二項から第四項まで」に改める。

第百九十条の二第二項第一号中「、検査」の下に「及び調査」を加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○法務省告示第三百九号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、認証紛争解決事業者の住所の変更の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、公示する。

平成二十二年六月八日

法務大臣　千葉　景子

認証紛争解決事業者の名称
特定非営利活動法人医事紛争研究会
変更前の住所
千葉市稲毛区弥生町一丁目三十三番千葉大学法経学部法学科植木哲研究室内
変更後の住所
千葉市中央区中央四丁目十番八号コーケンボイス千葉中央九百一号室
変更年月日
平成二十二年四月一日